令和８年度

第１回恵那市地域包括支援センター運営協議会

日時　　令和８年７月23日（木）
　　恵那市地域密着型サービス運営協議会終了後
場所　　恵那市役所 北庁舎　会議室

１　議事

（１） 令和７年度 活動実績報告について （資料１）

（２） 令和８年度 事業実施方針・事業計画について （資料２）

（３） 令和７年度歳出決算　令和８年度歳出予算状況について （資料３）

（４） 介護予防サービスプラン作成業務の委託先について （資料４）

（５） その他

２　閉会

恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会
地域包括支援センター運営協議会、介護保険事業計画策定委員会、市地域ケア推進会議

委　員　名　簿

（敬称略、順不同）

区分	no	選出団体等	氏　　名	備　　考
被保険者委員	1	恵那市壮健クラブ連合会	杉原　君代	
	2	公募	渡邉　政子	
	3	公募	縄田　麻里子	
学識経験者	4	恵那市社会福祉協議会	松原　淑明	
	5	恵中医会	安部　俊一	
	6	恵南医会	前野　　禎	
	7	恵那歯科医師会	桐山　光生	
	8	恵那市薬剤師会	手鹿　康宏	
	9	民生委員・児童委員協議会	坂本　郁夫	
介護サービス提供事業者	10	未来設計おひさま	西尾　由香	
	11	小規模多機能型ケアホームあじさい	田北　英美子	
	12	デイサービス向日葵永田	渡辺　ちえみ	
	13	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎　太郎	
	14	介護老人保健施設ひまわり	安藤　貴之	
	15	グループホーム万年青	後藤　修一	
	16	有限会社耕グループ	繁澤　正彦	
諸団体	17	恵那市シルバー人材センター	各務　一彦	
	18	NPO法人まんさく	纐纈　恵美	
	19	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅　弘文	
	20	NPO東濃成年後見センター	土本　基男	
事務局	21	医療福祉部長	古山　小百合	
	22	〃　次長兼高齢福祉課長	服藤　知晃	
	23	高齢福祉課地域包括支援センター所長	安藤　寛美	
	24	〃　地域包括支援センター副所長	伊藤　満子	
	25	〃　課長補佐兼介護保険係長	平野　　圭	
	26	〃　高齢福祉係長	鈴木　邦幸	
	27	〃　介護保険係主査	松永　静香	

【任期】

恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会：令和7年7月31日～令和9年3月31日

地域包括支援センター運営協議会：令和8年7月23日～令和9年3月31日

介護保険事業計画策定委員会：令和8年7月23日～令和9年3月31日

市地域ケア推進会議：令和8年7月23日～令和9年3月31日

資料１

令和７年度　地域支援事業の実施状況報告

①　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

○介護予防・日常生活支援総合事業

１．訪問型サービス

事業名			内容	事業運営主体	R7 年実績	R8 年目標
①	訪問型サービス	訪問介護相当	訪問介護同様	介護保険事業所	1,328 人	1,436 人
		サービスＡ	生活援助	地域組織（法人）	1,437 人	2,212 人
		サービスＣ	専門職による相談指導	独自基準	0 人	36 人
②	通所型サービス	通所介護相当	通所介護同様	介護保険事業所	2,354 人	2,357 人
		サービスＡ	ミニデイ	介護保険事業所	2,214 人	2,212 人
		サービスＢ	ミニデイ	地域組織（法人）	2,068 人	2,100 人
③	その他の生活支援サービス	お元気見守り食事	栄養改善（安否確認）を目的とした配食	民間事業者	1,066 人	2,040 人

２．指定介護予防支援事業

	事業	事業所名内容	R7 年実績	R8 年目標
①	予防給付ケアプラン作成数	恵那市地域包括支援センター	113 件	137 件
		居宅介護支援事業所	2,378 件	2,462 件
		指定介護予防支援事業所	1,749 件	1,924 件
②	介護予防ケアマネジメントケアプラン作成数	恵那市地域包括支援センター	2,428 件	2,262 件
		居宅介護支援事業所	2,453 件	2,618 件

３．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	通いの場等への保健指導（ポピレーションアプローチ）	フレイル予防や認知症とその予防のための生活習慣病について高齢者サロン、一般介護予防事業（運動教室）、壮健クラブにて健康教室を実施。	40 回	30 回

②　重層的支援体制整備事業

○地域介護予防活動支援事業

１．介護予防対象者把握事業

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	チェックリスト把握事業	地域の民生委員等から情報収集を行い、基本チェックリストを実施。	138 人	150 人
②	ＭＣＩ対象者把握事業	軽度認知障害（MCI）のスクリーニングテストを実施（該当者０人）	28 人	50 人

2.介護予防普及啓発事業

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	集いの場への支援	地域の高齢者の集いの場を対象として、介護予防講師派遣及び看護師による健康相談・健康教室を実施	3,475 人	4,650 人
②	健康体操教室	スポーツ施設等に委託し、3～6 ヶ月を期間とした短期集中型の体操教室を実施	1,308 人	1,460 人
③	高齢者運転応援事業	恵那警察署と連携して認知機能、身体機能等の低下予防の健康講話、運転能力に関する健康チェック等を実施	56 人	100 人
④	回想法事業	出前講座や回想法センターでのおもいでカフェ・思い出話の会を開催し、回想法の普及啓発を実施	356 人	720 人

3．地域介護予防活動支援事業

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	はつらつサポーター養成講座	介護予防の基礎知識を学び、自ら地域の介護予防活動を行うサポーターを養成した。	2 人	―

4．地域リハビリテーション活動支援事業

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	エナジーバード体操研修会	理学療法士による、リーダー研修会を実施	47 人	50 人

○生活支援体制整備事業

1．地域ケア会議

	事　業	内　容	R7 年実績	R8 年目標
①	地域ケア個別会議	個別ケースについて多職種が多方面から検討を行い、個別ケースの課題解決を支援。（ケース検討含）	67 回	随時
②	地域自治区ケア推進会議（13 地域）	個別ケースの地域課題と地域福祉懇談会で出された地域課題について、関係機関と課題解決に向けて検討	23 回	各地区 2 回程度
③	市地域ケア推進会議（運営協議会）	上記会議で出された地域課題の情報共有と地域課題を元に政策形成に向けて検討	1 回	1 回

2．在宅医療・介護連携の推進

	取組み	内容
①	現状分析・課題抽出・施策立案・評価・改善に向けた取り組み	在宅医療・介護連携推進会議　２回開催。 ICT に関するワーキンググループ会議を５回開催
②	医療・介護関係者の研修	『「食べる」を支える新常識』谷口裕重氏 ［朝日大学歯学部教授］　令和 8 年 1 月 22 日開催 75 名参加　歯科医師 14 名、介護職等 61 名

	取組み	内容
③	日常の療養支援に向けた取り組み	・薬剤師との連携支援 ・訪問介護等在宅サービス提供体制整備 ・介護人材育成の取組み支援の継続
④	医療・介護関係者の情報共有の支援	・介護者が入院した再の要介護者のび在宅生活の支援 ・身寄りのない高齢者支援 ・情報共有システム導入に関する検討会議
⑤	地域住民への普及啓発	ACP 普及啓発 ・動画の作成（アミックスコム、市 YouTube 等） ・来場者へのつながるカードの配布　令和 7 年 8 月 7 日（木） 映画上映会「ばあばは、だいじょうぶ」
⑥	医療・介護連携に関する相談支援	相談窓口を地域包括支援センターと恵那市歯科医師会に設置

３．生活支援体制整備事業

種類	会議内容	R7 年実績	R8 年目標
第１層 （市１ケ所）	○第 2 層協議体の意見・課題をまとめ内容を共有し連携を図る ○啓発活動、高齢者の生きがい活動交流・意見交換会の開催（1 回）	4 回	2 回
第２層 （13 カ所）	令和 7 年度の各地課題に対する具体的な取り組みについて検討	23 回	各地域 2 回程度

４．認知症総合支援事業

事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
若年性認知症の人と家族支援	セラミックパーク MINO にて啓発活動を実施	東濃エリア 1 回	随時
ささゆりカフェ（認知症カフェ）の開催	医療・福祉事業所、民間企業との多職種連携事業として実施（開催回数 8 回）	154 人	8 回
認知症の人の家族のつどい	認知症の人を介護している家族を支える場としてつどいを開催（開催回数 2 回）	6 人	4 回
認知症多職種連携研修会	認知症の本人と家族を多職種で支援する体制構築と強化を目的に、希望大使による研修会を開催	104 人	1 回

③　地域包括支援センター

１．総合相談支援業務

事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
総合相談支援業務	地域包括支援センターが実施する高齢者支援の入り口となる中核的な業務	相談件数 3,714 件	4,500 件
権利擁護業務	・高齢者虐待の防止と早期発見 ・成年後見制度の利用支援 ・消費者被害の予防	虐待通報 18 件	随時
ケアマネジメント支援	個別ケースの相談、月１回の研修や勉強会の開催	802 人	880 人

２．家族介護支援事業

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	家族介護者支援事業	介護者同士の交流会を２回実施。	2 回	2 回
②	高齢者見守り活動支援事業（協定）	見守り登録事業所と、消防・警察と連携し、ネットワークの構築・強化を図る	35 事業所	35 事業所

３．その他の事業

	事　業	内　容	R7 年実績	R8 年目標
①	成年後見制度利用支援事業	低所得者に成年後見制度の申立て費用等を助成。	申立て 5 件 報酬 9 件	申立て 3 件 報酬 10 件
②	認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のために、地域住民、職域、学校、広域の団体など対象に養成	受講者 126 人 （開催回数 10 回）	300 人
③	あんしん見守り登録事業	行方不明のおそれがある方を登録し、見守りシールや個人賠償責任保険で本人と家族を支える	登録：17 人 シール保持：15 人	登録：40 人 シール保持 20 人
④	緊急通報システム整備事業	独居高齢者が、自宅での救急の際、緊急ボタンを押すと、消防署に直接通報できる機器を設置	登録実数 136 件	141 件 ※内新規 5 件

④　高齢者等生活支援事業

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	寝具消毒 サービス事業	寝具類の乾燥が出来ない高齢者世帯の衛生管理のため、自宅に寝具乾燥車で伺い消毒乾燥を実施（1 回/月）　実施主体：シルバー人材センター	102 人	120 人

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
②	訪問理容・美容サービス事業	外出による利用・美容サービスの利用が困難である高齢者世帯へ、訪問による理容・美容を実施（1 回/月）　実施主体：市と契約を結んだ理美容店	44 人	60 人
③	介護用品の購入費助成事業	在宅高齢者のうち、非課税世帯で要介護４・５または要介護３で一定要件を満たしている方へ、おむつ等の介護用品購入費の９割を購入券にて助成（最大 6,300 円/月）　実施主体：高齢福祉課	281 人	360 人
④	高齢者短期入所事業	事業対象者、要支援１・２、要介護１（認知症なし）の方で、介護者の外出等により一時的な宿泊が必要な方が、養護老人ホーム恵光園で一時宿泊できる 実施主体：養護老人ホーム恵光園	535 日	―
⑤	高齢者公共交通利用支援事業	75 歳以上の高齢者に対し、市内バス・タクシー等で使用できる交通チケット 1 万円分を支給 実施主体：高齢福祉課	6,353 人	7,200 人
⑥	長寿祝金品の支給	100 歳以上の長寿者に祝金 1 万円と祝状を贈呈 100 歳に達した月または敬老週間に支給 実施主体：高齢福祉課	100 歳 44 人 100 歳超 69 人	100 歳 39 人 100 歳超 90 人

⑤　介護人材育成・確保事業について

	事業	内容	R7 年実績	R8 年目標
①	介護人材育成修学資金貸付事業	福祉系高校に通う市民または恵那南高校ライフサポート系列の生徒のうち、将来介護の道を志す高校生に対し、修学資金を貸し付け（20,000 円/月）	2 人	5 人
②	介護福祉士資格取得支援助成金	市内介護事業所に勤務する介護福祉士合格・登録者に対し、受験・登録費用相当額を交付（30,000 円/人）	15 人	20 人
③	介護職員初任者研修資格取得支援事業	介護職員初任者研修を修了した市民に対し、受講経費を交付（最大 80,000 円/人）	5 人	3 人
④	介護の仕事 PR	・「恵那で介護を仕事にしたい」動画公開中（市ホームページ、パンフレット等に掲載）	―	―

資料2

令和８年度
恵那市地域包括支援センター
事業実施方針



恵那市

目　次

Ⅰ事業実施方針策定の趣旨

Ⅱ地域包括支援センター等の意義・目的

Ⅲ運営上の基本的な考え方や理念
　１公益性
　２地域性
　３協働性

Ⅳ業務推進の指針
　１共通事項
　　（1）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
　　（2）事業計画の策定
　　（3）設置場所等
　　（4）職員の姿勢
　　（5）地域との連携
　　（6）個人情報の保護
　　（7）広報活動
　　（8）感染症対策の強化
　　（9）業務継続に向けた取り組みの強化
　　（10）会議や多職種連携における ICT の活用
　　（11）苦情窓口

　２業務内容
　　（1）介護予防、日常生活支援総合事業
　　（2）指定介護予防支援事業
　　（3）（重層的支援）地域介護予防活動支援事業
　　（4）（重層的支援）生活支援体制整備事業
　　（5）（重層的支援）地域包括支援センター

Ⅰ事業実施方針策定の趣旨

この事業実施方針は、恵那市地域包括支援センター（以下「センター」という）の目的、運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にすると共に、業務の円滑、効果的な実施に資することを目的に策定する。

Ⅱ地域包括支援センター等の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行なうことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第 115 条の 46）

センターの設置主体は恵那市（以下「市」という）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について市とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努める。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

Ⅲ運営上の基本的な考え方や理念

１公益性

（1） センターは、市の介護・福祉行政を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行なう。

（2） センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われることを十分理解し、適切な事業運営を行なう。（不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行なうよう努める）

２地域性

（1） センターは地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行なう。

（2） 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取組む。

３協働性

（1）センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が「縦割り」に業務を行なうのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。

（2）地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

Ⅳ業務推進の指針

１共通事項

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

センターにおいては、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援を担う。

（2）事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて優先順位を検討したうえで、必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある相違工夫した事業運営に努める。また、LIFE 等を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進に努める。

（3）設置場所等

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所にセンターを設置する。

（4）職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を与えるために業務を遂行する。また、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント対策に関する方針の明確化等を行う。

（5）地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じ、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させると共に、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取組む。

（6）個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、恵那市個人情報保護条例を遵守し、センターが有する高齢者の情報が、業務の関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底する。

（7）広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布を行なうなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

（8）感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等を実施する。

（9）業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、支援が継続的に提供できる体制構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施する。

（10）会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について、多職種連携の促進と効率化の観点から、以下の方法を活用する。

① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を必要に応じて活用する。

② 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を必要に応じて活用する。

（11）苦情窓口

センターに対する苦情について適切に対応する。

２業務内容

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムのめざす方向であり、制度分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超え、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進する。

ア、介護予防ケアマネジメント

センターは、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき、多様なニーズに応じた多様なサービスを提供する介護予防ケアマネジメント事業を実施する。

そのため、窓口に来た高齢者に対し、センターは、恵那市と一体となって、要介護・要支援認定または「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受け付ける事を基本とし、対象者が利用しようとするサービスの種類に応じて、次の類型のいずれかの介護予防ケアマネジメントを実施する。その際利用者への説明・同意等に関しては利用者の利便性を図る。

介護予防ケアマネジメント一覧

類　型	サービス種類	作成料/月
ケアマネジメント A （原則的なケアマネジメント）	従来相当訪問サービス 訪問型サービス C 従来相当通所サービス 通所型サービス C	利用月額 4,420 円 初回加算 3,000 円 委託連携加算 3,000 円 高齢者虐待防止措置未実施減算 -44 円
ケアマネジメント B （簡略化したケアマネジメント）	訪問型サービス A 通所型サービス A	利用月額 2,150 円 初回加算 2,210 円 委託連携加算 2,210 円 高齢者虐待防止措置未実施減算 -21 円

類　型	サービス種類	作成料/月
ケアマネジメントC （初回のみのケアマネジメント）	訪問型サービスB	初回利用月のみ　2,150円 高齢者虐待防止措置未実施減算 -21円
	通所型サービスB	
	見守り食事サービス	

イ、介護予防・生活支援サービス

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合い体制づくりを推進する。

	類　型	事　業　名	事　業　所　名
訪問	訪問型独自サービス	訪問介護	各介護保険サービス事業所
	訪問型サービスA	すこやかヘルパー	シルバー人材センター
	訪問型サービスC	すこやかお口訪問	歯科衛生士
		すこやか食事訪問	岐阜県栄養士会
		食生活エーナ訪問	恵那市食生活改善連絡協議会
通所	通所型独自サービス	通所介護	各介護保険サービス事業所
	通所型サービスA	すこやかデイサービス	山岡デイサービスゆとり いきいき教室
			「結い」いきいき教室
			社協いきいき教室恵那
			社協いきいき教室岩村
			社協いきいき教室明智
			社協いきいき教室上矢作
			社協いきいき教室串原
	通所型サービスB	お出かけエーナ	NPO法人まんさく
			NPO法人みさと愛の会
			NPO法人まめに暮らそまい会
他	生活支援サービス	お元気見守り食事サービス	各任意団体

（2）指定介護予防支援事業

① 指定介護予防支援

要支援者が予防給付の対象となる介護予防サービスの利用ができるよう、利用者の自立支援に資するサービス提供を考慮しケアマネジメントを行う。

利用者への説明・同意等に関しては、利用者の利便性を考慮する。また、ケアプラン作成業務を委託する際は、公平性・中立性のうえ事業所を選定する。

介護予防支援一覧

類　型	作成料/月
介護予防支援費　Ⅰ（地域包括支援センターが計画作成した場合）	4,420 円
介護予防支援費　Ⅱ（指定居宅介護予防支援事業所が　〃　）	4,720 円
初回加算	3,000 円
委託連携加算（Ⅰのみ）	3,000 円

(3)（重層的支援）地域介護予防活動支援事業

① 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し，要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援を実施する。また、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されるよう介護予防に向けた地域づくりを推進する。

分　類	事　業　名
介護予防対象者把握事業	基本チェックリスト把握事業
介護予防普及啓発事業	健康教室・健康教育講師派遣
	保健事業と介護予防の一体化事業
	回想法普及・活用事業
	健康体操教室（健康シニア応援塾）
	健康体操教室（プールウォーキング）
	運転応援事業（返納すると言う勿れ）
	健康体操教室（エナジーバード体操教室）
地域介護予防活動支援事業	高齢者温泉施設利用助成
	健幸ポイント事業
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士による研修会
	介護予防手帳の発行

(4)（重層的支援）生活支援体制整備事業

① 地域ケア会議

地域ケア会議は、センター職員、市職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、地域代表者等の多職種が参加する会議体であり、多職種が協働して支援困難事例等の個別課題の解決を図る（ネットワーク構築機能）とともに、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員の能力を高め（個別課題解決機能）個別機能の課題分析等を積み重ねる事により、地域に共通した地域課題を明確化（地域課題発見機能）し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり（地域づくり、資源開発機能）さらには介護保険事業計画への反映など政策形成に繋げる機能（政策形成機能）を有する。

ア、地域ケア個別会議

支援に困難を感じているケース、自立に向けた支援が難しいケース、地域課題と考えられるケース等を担当する介護支援専門員等への支援が必要と判断した場合に随時開催する。なお、抽出した地域課題については、地域福祉懇談会で提示し、課題解決に向けた協議を行う。

イ、福祉合同会議（地域自治区ケア推進会議）

地域福祉懇談会で検討された高齢者等に関する地域課題について、社会福祉協議会及び市社会福祉課等と連携し、具体的に解決へ向けた検討会議を適宜開催する。（生活支援体制整備事業の第２層協議体と同一会議体とする。）

ウ、市地域ケア推進会議

地域資源だけでは解決困難な地域課題について検討する。この会議は，地域包括支援センター運営協議会の所掌事務のうち「その他の地域包括ケアに関すること」の機能と合致するため、年１回地域包括支援センター運営協議会終了後に開催する。

名　称	機　能	構　成　員
地域ケア個別会議	・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能など	市職員・センター職員・ケアマネジャー・介護サービス事業所・保健医療関係者・民生委員・　住民組織・本人・家族等
福祉合同会議（地域自治区ケア推進会議）	・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能など	地域自治区・支部社協・民生委員壮健クラブ・地域の活動団体・医療関係者・ケアマネジャー・振興事務所・その他必要な者
市地域ケア推進会議	・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能 ・政策形成機能など	地域包括支援センター運営協議会委員が兼ねる

①　在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の一体的な提供と提供体制の構築を推進するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進していく。

地域の目指すべき姿の４つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）を意識して取り組む必要があり、達成するべき目標設定を４つの場面ごとに設定する。

ア、現状分析、課題抽出、施策立案

取　組　項　目	取　組　内　容
地域の医療・介護連携の把握	市ホームページに医療・介護サービス事業所の情報掲載、継続的に更新する
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進会議（２回/年）開催し、専門職によるワーキンググループ会議を随時開催する
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	推進会議にて抽出された課題についての取り組みを実施する

イ、対応策の実施

取　組　項　目	取　組　内　容
在宅医療・介護に関する相談支援	在宅医療・介護連携支援センターを市にと歯科医師会にも配置（委託） 市にはコーディネーターを２名配置し相談に対応する
地域住民への普及啓発	在宅医療・介護において必要な事項について広報等の媒体を活用するなど啓発活動を実施する
医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有ツールの活用について検討を行い、更なる改善を図る
医療・介護関係者の研修	歯科医師会に委託し、また初期集中支援推進事業と連携し、多職種連携研修会を開催する

③ 認知症総合支援事業の推進

ア、認知症初期集中支援推進事業に関する業務

・認知症初期集中支援チームの配置

専門職と認知症サポート医である専門医で構成する認知症初期集中支援チームを配置する。

・認知症初期集中支援チームの業務

認知症初期集中支援チームの専門職は、適切な医療・介護等に結び付いていない認知症、又は認知症と疑われる状態の人とその家族を早期から関与し、適切な医療・介護等を受けるために必要な支援等を行ない、専門医は専門職の活動に必要な助言を行う。

イ、認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務

・認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員研修を受講した職員を、認知症地域支援推進員として配置する。

・認知症地域支援推進員の業務

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族を支える地域の社会資源をコーディネートし、地域の人が地域で暮らし続けられるよう支援するため取組む。

分　類	事　業　名
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェ（ささゆりカフェ）
	認知症の人の家族のつどい
	若年性認知症の人と家族支援
	認知症多職種連携事業
	認知症ケアパスの活用推進
	チームオレンジ支援
	認知症サポーター活動支援

④ 生活支援体制整備事業

地域の多様な生活支援等サービスを実施する各種団体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者がいきいきとした生活を継続できるよう事業を実施する。

ア、生活支援コーディネーターの配置

高齢者がいきいきとした生活を継続することができるように、地域の多様体と連携しながら、地域の生活支援等サービスの取組みをコーディネートし、サービスの提供体制の整備を行なう。

イ、協議体の設置

協議体は、生活支援体制整備を実施するにあたり、次の役割を担うこととする。

・生活支援コーディネーターの組織的な補完

・既存の地域資源の把握及び情報の共有

・生活支援サービスの体制整備に関する企画、立案、方針策定

・地域づくりの意識の統一

・情報共有の場と働きかけ

(5)（重層的支援）地域包括支援センター事業

① 相談支援業務

ア、総合相談業務

地域において安心できる総合相談の拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつ

くる。また、生活困窮やヤングケアラーなどの複合的な相談は専門的な支援につながるよう関係機関と連携を図る。

イ、実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握を行なう事で、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取組む。

ウ、地域のネットワーク構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行なうために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員、自治会等の地域の方々など様々な関係者とのネットワークの構築に努める。

② 権利擁護業務

ア、基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権限を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援をする。

イ、成年後見制度の活用促進

認知症などにより、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスや、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

ウ、老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上措置が必要な場合は、市との連携を図って支援することとする。

エ、高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、市及び関係機関等と連携を図り、適切な対応をする。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施する。

オ、困難事例への対応

困難事例（複合的課題がある、支援拒否、身寄りのない高齢者等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

カ、消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行ない、情報伝達と適切な対応により被害の拡大を防ぐよう支援するとともに、被害者に対して被害の回復のために、消費者問題相談窓口等の関係機関を紹介する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

ア、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

包括的・継続的なケアを実践するため、地域の介護支援専門員と関係機関との

連携を支援する。また、介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。加えてリスクマネジメントの推進も図る。

イ、介護支援専門員に対する支援

・日常的個別支援・相談
介護支援専門員の日常的業務に関し、専門的な見地から個別指導相談の対応を行なうこととする。

・事例検討会・研修会の実施
介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

・支援困難事例等への指導・助言
地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、地域ケア会議等を活用し、具体的な支援方針を検討、指導助言等を行なう。

・地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用
地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

④ 独自のサービス

ア、家族介護者支援事業

事　業　名	事　業　内　容
家族介護者交流事業	高齢者を介護している介護者が、一時的に介護から解放されて心身のリフレッシュを図り、介護者同士の交流を深める交流会などを開催する
高齢者あんしん見守り登録事業	認知症により行方不明となる恐れのある方の情報を登録し、さらに希望される場合は、見守りシールの交付、GPS 機器購入費の一部助成、個人賠償責任保険の加入をすすめる
高齢者見守り活動支援事業	高齢者の見守りに関する協定事業所との連携を図り、通報及び相談時には早期対応を実施する。活動支援として年１回の事業所連絡会を開催する
高齢者等位置検索端末機購入助成事業	上記のあんしん見守り登録事業のひとつで、位置探索端末機の購入等の費用を助成する
介護用品購入助成事業	在宅で介護を必要とする高齢者の家族に対して、介護用品購入費用の一部を助成する

イ、その他の事業

事　業　名	事　業　内　容
成年後見利用促進・利用支援事業	成年後見制度利用促進基本計画に沿って正しい理解の促進を図るため制度についての周知・啓発を行う。 また、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると 認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する
認知症サポーター養成講座	認知症に対する地域での理解と早期対応の知識普及のための講座を開催する。地域住民、職場、学校、団体等を対象に随時開催する
緊急通報システム整備事業	一人暮らしの高齢者が、自宅で急病や事故など救急の際、緊急ボタンを押すことにより、消防署に直接通報できる機器を設置（必要に応じ人感センサーをセット）。また、月に1回「お元気見守りコール」で安否確認と機器点検確認を行う
介護保険適正化事業	給付適正化システムを活用して、不適切な報酬算定等を改めるよう指導助言を実施。また、訪問によるケアプラン点検も実施する

令和7年度歳出決算　　令和8年度歳出予算状況

資料3

介護保険事業特別会計　地域支援事業

（単位：円）

区　分 介護保険事業特別会計　地域支援事業		R７年度決算額	R８年度当初予算額	備　考
1　介護予防・日常生活支援総合事業		139,152,087	149,834,000	
介護予防・生活支援サービス事業		139,152,087	149,834,000	
	訪問型サービス	29,281,512	34,029,000	ヘルパー、訪問型サービスＡ・Ｃ
	通所型サービス	99,536,915	104,866,000	デイサービス、通所型サービスＡ・Ｂ
	その他生活支援サービス	429,358	342,000	配食サービス、高額介護予防サービス費相当
	介護予防ケアマネジメント	9,513,350	10,145,000	ケアプラン作成委託料　等
	審査支払手数料	390,952	452,000	審査支払手数料、共同電算処理手数料　等
2　指定介護予防支援事業		21,173,453	22,325,000	職員・任用職員給与、介護予防支援計画作成委託料 等
合　計		160,325,540	172,159,000	

一般会計　重層的支援体制整備事業

（単位：円）

区　分 一般会計　重層的支援体制整備事業		R７年度決算額	R8年度当初予算額	備　考
1　地域づくり事業		21,115,498	14,964,000	
地域介護予防活動支援事業		21,115,498	14,964,000	
	介護予防把握事業	3,010,231	3,041,000	ＭＣＩ検査
	介護予防普及啓発事業	5,860,952	7,652,000	介護予防教室、講師派遣
	地域介護予防活動支援事業	2,947,649	3,196,000	介護予防サポーター養成、支援
	地域リハビリテーション活動支援	719,400	1,075,000	エナジーバード体操（理学療法士委託料）
2　生活支援体制整備事業		8,577,266	11,822,000	
生活支援体制整備事業		8,577,266	11,822,000	
	在宅医療・介護連携推進事業	837,930	688,000	在宅医療・介護専門職研修負担金　等
	生活支援体制整備事業	3,815,430	6,471,000	生活支援コーディネーター報酬　R8ごみ保管庫設置委託料等
	認知症初期集中支援推進事業	288,380	275,000	支援チーム委託料　等
	認知症地域支援・ケア向上事業	3,633,986	4,322,000	認知症地域支援推進員研修、ささゆりカフェ等
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	23,000	声掛け訓練　等
	地域ケア会議推進事業	1,540	43,000	会議事務用品
3　包括的相談支援事業		78,988,850	89,303,000	
地域包括支援センター		78,988,850	89,303,000	
	センター運営費	67,933,698	78,504,000	職員人件費・ケアマネ研修　等
	介護給付費等適正化事業	893,970	894,000	システム保守委託
	家族介護者支援事業	1,714,462	2,348,000	家族介護者教室、介護用品支給事業　等
	成年後見制度利用支援事業	1,899,710	3,897,000	申立費用助成
	認知症サポーター等養成講座	80,300	125,000	
	地域自立生活支援事業	6,466,710	3,535,000	緊急通報システム保守点検
合　計		108,681,614	116,089,000	

資料4

（５）介護予防支援計画作成業務の委託先一覧

令和7年12月～令和8年６月

	事業所名	所在地	委託件数（６月）	
			予防給付	総合事業
1	恵那市社協ケアプランセンター	恵那市大井町727-11	31	12
2	恵那市社協ケアプランセンター恵那南	恵那市山岡町上手向1228-1	69	66
3	ケアプランセンター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木1470-1	-	14
4	くわのみ福祉よろず相談所	恵那市岩村町飯羽間1616	13	5
5	ケアマネあじさい	恵那市明智町1110-5	16	11
6	いきいき介護支援センター山岡	恵那市山岡町上手向599-1	7	9
7	Kanekuケアプランセンター恵那	恵那市大井町1122-4	5	5
8	未来設計おひさま	恵那市大井町2695番地511	-	18
9	ｍｙケアマネおひさま	恵那市大井町2372番地6	4	2
10	未来設計おひさまプラス	中津川市手賀野310	-	1
11	3rd life	恵那市長島町正家3丁目8－64－3	-	18
12	介護まちなか相談所	恵那市岩村町262番地1	-	8
13	「結い」介護相談室	恵那市武並町藤1712-8	23	26
14	ケアプランセンターもみじ	恵那市武並町竹折603番地2	4	0
15	えなぽん社会福祉士事務所	恵那市長島町正家1-4-13	-	1
16	ケアプランSORA	恵那市長島町正家437番地	-	6
17	居宅介護支援事業所福寿苑	恵那市上矢作町下723番地１	7	9
18	こころケアプランセンター大井	恵那市東野1212-４	-	2
19	恵那めぐみケアプランセンター	恵那市長島町中野1205番地72	15	5
20	みずなみ瀬戸の里ケアプランセンター	瑞浪市稲津町小里2723-1	2	0
21	介護の相談所　花＊花	恵那市岩村町166419	-	10
22	居宅介護支援事業所シクラメン	中津川市阿木2811－1	-	2
			196	230

指定介護予防支援事業所

	事業所名	指定年月日
1	未来設計　おひさま	令和６年４月１日～
2	3rd life	令和６年４月１日～
3	介護まちなか相談所	令和６年４月１日～
4	居宅介護支援事業所ほっと	令和６年４月１日～
5	ケアプランセンター明日香苑	令和６年４月１日～
6	えなぽん社会福祉士事務所	令和６年９月1日～
7	ケアプランSORA	令和７年１月１日～
8	居宅介護支援事業所シクラメン	令和７年４月１日～
9	※こころケアプランセンター大井	令和７年５月１日～
10	介護の相談所　花＊花	令和７年10月１日～

※住所地特例者は未指定

○恵那市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第２項の規定により設置する恵那市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の公正及び中立性の確保とその他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、恵那市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　運営協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べることができる。

（１）　支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア　支援センターの設置、変更及び廃止

イ　支援センターの担当する圏域の設定

ウ　法第115条の46第１項に規定する包括的支援事業の業務の法人への委託及び包括的支援事業の業務を委託された法人の変更

エ　支援センターが法第115条の45第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更

オ　支援センターが法第58条第１項に規定する指定介護予防支援に関する業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更

カ　その他運営協議会が支援センターの公正・中立性を確保するために必要と判断した事項

（２）　支援センターの運営及び評価に関すること。

ア　年度ごとに支援センターの事業内容及び予算決算に係る報告を受ける。

イ　支援センターが作成する介護予防プランの内容評価

ウ　その他運営協議会が支援センターの運営及び評価に関し必要と判断した事項

（３）　介護保険に関する施策の実施状況の調査及び評価

（４）　その他運営協議会が必要と判断した地域包括ケアに関すること。

（委員）

第３条　運営協議会は、委員20名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）介護サービス及び介護予防サービスに関する事業に従事する者及び、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護専門員等。

（２） 介護サービス及び介護予防サービスを利用する者又はその家族及び、介護保険の被保険者（１号及び２号）

（３） 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

（４） 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

（委員の任期）

第４条 委員の任期は、委嘱された年度及びその翌々年度の末日までの範囲内とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第５条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

２ 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

３ 会長は、会務を統括し、運営協議会を代表する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２ 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３ 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４ 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第７条 委員は、運営協議会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条 運営協議会に関する庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年総務23819号〕

（委任）

第９条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項については、市長が別に定める。